

孝正公記談

二十四

			四二三〇	和書門
一七	二九			
冊	架	函	號	類

庫	文	閣	內	
一七〇		四二三〇		和書
函	一七冊	架	號	類

第

內閣文庫	
番號	和 42301
冊數	17 (11)
函號	170 49



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



常山紀談

常山紀談卷之二十四目次

一 熊澤了似の畧傳

一 小櫃与五右衛門會津神公を諷諫せし事

一 本中義公御事業の概畧

一 渡邊數馬報讐始末の事

一 多賀孫左衛門同忠大夫仇擊の事

一 大久保家の婢女主比仇を撃し事

一 林田尤文劍術妙手比事并馬爪源五右衛門先見の事

淺草文庫



常山紀談

常山紀談

常山紀談卷之二十四

備前國 湯淺新兵衛元禎輯録

○池田の家少く政を執り四海にわかれ高き熊澤次郎八伯継了外
 八本姓野尻あり加藤嘉明の士野尻藤兵衛一利が子よそ外大父
 熊澤半右衛門守久忠義よく嗣とたり守久初八喜三郎といふ喜
 三郎父を平三郎とて尾張の人へ 東照宮よ仕へ奉り三形原
 よて討死しり守久其後福嶋正則よ仕へ正則安藝備後を削
 らしむ信州川中嶋に流罪の時正則此江戸の屋敷をかきみり
 仰を宵うバ忽討滅さんとなり正則の士大々か奔りくるが士
 只七人残りどどり中よはるも留まり正則江戸を出
 く川中島よ赴く時途ゆく殺さるべりといひあふ守久節を

まのりく附後ひ信州より多りなれば正則日比寵愛の浅うりし
事を悔まぬ後水戸の威公は仕へり一利ハ後鍋島は仕へり
鴻原の城攻は武功あり延宝八年八月廿三日備前岡山は卒し
藩山は葬りぬ次郎八寛永十一年十六歳より備前より
芳烈公は仕ふ十二年鴻原一揆の乱起り時公江戸より
ま仰を奉りく岡山は歸らせり此ハ一揆は落城せば師を
知りまんが為なり此時次郎八は元服せり江戸に
田置まらぐ自ら元服しては岡山は歸り十五
岡山を去く近江の桐原はかき居り二十四の歳高鴻郡小川
村より中江惟命を師とて道を問はず又高鴻より
此時父野尻氏仕へを求め江戸は赴く次郎八は母妹をへり

東近江の人遠き所不残とぞめり小家甚貧く江
州の賤しは百姓の食するやりのと雑水を飯とて糠を食して
魚肉酒茶の味をたむざりて帝子をたむく寒をたむく事
五年相ある人母妹のありく餓死せん事をあられふりなり
中江王陽明の書を讀く良智の旨を次郎八は後り示す
芳烈公伯継が玉佐の才ある事をたむくめり京極主膳は就
て復来り仕へるやと度々問せりひまは正保二年再び備
前より多り仕へり禄三千石を賜り政を執り和氣郡八
塔寺ハ備前美作播磨犬牙の如く入りし地は地は次郎八
請取口と和氣郡の冲便宜地は因り田を墾き士數十人
を土着と此時伯継を助右と稱り公の参勤よ

從タカひく江戸より事度タカく小及べり世オホよ名譽タカ高く其道タカを慕
ふ人多オホ一紀伊キイ大納言頼宣ヨリノ卿松平伊豆守信綱シラ板倉周防守
重宗シラ久世大和守廣之ヒロノ板倉内膳イタクラ重矩カミ松平日向守信之シラ堀田
筑前守正俊サトル其師シの大名タカおをタカとタカと
をタカをタカ信シをシひシ召シて尋タカひ問トふシき處シ小慶安四年ケイアンかシ
させシひシくシ謁見ウツケ一奉シらシば美應三年ミオウ備前大ビゼン水出明曆
元年キキ飢饉ウツの災シあり次即八日夜國中ニチヤを巡メり檢育シ心シをシ
伯継ヒコノ日比俛ケ中カ婢女ヒメ寡シくシいシとシるシひシくシ唯客タカを
愛アしく組クの士朝アサ夕ユフとシるシ来キりシく相ア語カるシ伯継水理スズキを論ロじシ
事妙メウを得エ國中コク中水ミヅを通トし沼シを作りツクり早カン魁バツの防ボをシなシしシ
馬上バシより打ウ詠シめシく其利害リカイを定サめ論ロじシふシ數十年スの後其言コト

皆中ミナらシざるハシなりシといシり明曆二年メイキ和氣郡ワケ木谷キダニの將カ小山カよ
アシ倒タまシ落オちシ此コより脚アシを腦ノウめシりかシくシ和氣郡ワケ寺口村テラハ其コ禄地ロクチ
あシまシハ蕃山シゲヤマと名ナを更アラく世セをシ遯カるシとシるシあり

とシりシ和奇ワカの心ココロを名付ナツケといシり病ヤニヒより明曆三年メイキ禄ロクを辞シ
京キョウに赴オモり其道ミチを慕シひシく門人カドとシるシ人ヒト々タ中ナカ院イン大納言ダイナゴン通トウ
茂シゲ々タ通トウ躬ミナ々タ野ノ宮中納言ミヤナカノゴン家縁イヘヨリ々タ野ノ宮中將ミヤナカノサマ定基サダメ朝アサ長チカ清シヨウ
水谷大納言ミヅタノダイゴン実業サネナリ々タ押小路オシコウジ三位イミ公キミ起キ々タ久世中將キウセノサマ定清サダメ朝アサ長チカ清シヨウ我ガ
右府ウヘフ廣通ヒロトウ公キミ油小路アブラコウジ大納言ダイナゴン隆貞タカサダ卿キミ中ナカ門カド大納言ダイナゴン資照スケテラ々タ伏原フシハラ
三位イミ宣業ノブノリ々タを始ハジとシてシ伯継ヒコノを師シとシるシ此コ時トキ
所司シヨシ代牧ダイボク野佐渡守ノサワノシ親成人チカナリの謀言サカゲを信シとシく伯継ヒコノを憎ウラむシ又其才サハ

を妬む者あふふよりて世よきはぐりいひあふ事どもつりく
寛文七年四月九日大和の芳野に匿ま

このを六つ一の山にありてなうてこそ忘れたるころを
とよめるハ芳野よその事なり

又山城の鹿背山よりつり又播磨の赤石より移り居延室七年
六十一歳より大和の矢田山よめくより赤石と松平日向守
信之の領地より日向守領地を大和の郡山より移るあり貞享

四年八月 常憲院殿の仰より下総の古河より日向守
領地を古河に移る故なり日向守深く伯継を尊信せられり
同年の冬封事を江戸よ奉り政事を更正すべき旨をすきた
より大小旨小忤ありつりく承くともめ並べきより仰出され

くり此後人の来々物語もふり國政の事よ及べばかゝる
ある望をとり吹く一事もつりあり元禄四年八月十七日古
河の城頼政郎よ病死一城下の大堤村甕延寺小葬りぬ歳七
十三あり伯継の学朱子王子よ別一種の学をなすと
いへども文学よ短めく政事の才其長せり處自著せり書
よ見えりてはバ爰小詳よき次

○會津中將保科正之ハ 徳院殿の第九男ゆくりおをせり
が殊よ豪氣あり近習の人よ向ひく人よれきめいむを尋ひ
らまうし小小楯与五右衛門といへる者臣が樂む事二つあり其ハ
家貧しき奢りし事を志し天より命ぞけれ貧乏
たのむしをやり其ハを問ふ是ハ悍る所のひとて云は

あひしく向まうるバ、^{ハシ}權でやうやう大名よ生まるるを天の
冥加と存ミヤカドきりむさうりと各コタへくれバその子細を問る
よ大名ハ天性か〜おつらても臣下を馬鹿バカよころは
ハ禄少き者ハ其師や朋友ありきを戒め俸免れあふ其
を省て馬鹿バカよあらば〜大名ハさうななくん臣よる者
とかく忤サカらひてハ身の為よ〜と存ゾじ〜其主のよれ事
あまバ山のぬふちあり〜の悪き習ナラりを付んわぶ
〜とたうく怨ウレミよなりめて行キそれよりハ一言の諫をもやぐ
く〜ふ聰明やても学問もなく教といふ事をま〜^{セツ}善業
を弁ワキへたうまやうある馬鹿バカよなり〜ハ口を〜^{クチ}
事よらぬや臣大名よ生まるるを樂ウレシと存ハ此子細よ

とせバ中將ナカサマ〜とて言レてよ〜もい〜うね尤至極モトモトシクなり
今より〜成ナる思慮シヨよ〜て賞美シヤウビのあり即二
百石の禄を増マシへら〜り山崎嘉右衛門を尊信
〜学問を嗜シ後神公と謚ナリせハ此中將の法事あり
○水戸中納言光國卿ハ頼房々の第三子 東照宮の御孫
寛永十年威公の嗣スい〜定サや〜り〜バ 嚴有院殿の
仰オホめて中山備前守信吉水戸より光國々三ツよゆひを
見ミかくと〜上ウ〜嗣ス定サや〜りぬ正保二年史記の伯夷傳を讀て
深く感カンずる處あり是嗣ハ兄の頼重立タた〜ん事ありふかく
定サや〜り〜バ長子の方の家を廢ユカすべき志此より〜起カこ
是より又学問を好コ〜る志篤ツク〜明曆三年より大日本史

を撰び始め

神功皇后を帝紀を撰げく後小列

大友皇子を天子と定め南朝を正統と立り皆此君の義烈

なり寛文三年頼房々卒去あり葬礼僧家の法を用ひ瑞

龍山よ葬り威公と謚廟を水戸の城中よ立り祭祀の儀

式を定め殉死さま士あり自ら其家よ至り止

めらふ其理正たあ殉死をさりば此事聞て

殉死天下一統停止の旨仰せまりハ此君のゆゑなり又兄の

頼重々の子松千代綱方を志ひく世嗣とせしまん事を乞て

着聞入らまぶハ世を遷るべき志ありハ頼重々許諾あり

松千代の弟采女綱條を引とり召ひまり明朝の遺民朱之

瑜といひ文学ある老清朝の粟を食せとて日本よ後じを

筑後柳川の文学安東省菴其俸禄の半を分く召ひ出す

召く師とまり綱方病より卒去有ハとも弟綱條を

召ひ出すまり即世嗣となりまひぬ延宝元年孔子の堂成

水戸よ立まり江戸駒込の屋をかりの設をありま日

本古より此假字の文章を編く三十卷となすを

天聽よ違ハ後西院の帝名を扶桑拾葉と賜り即献じ

なりま天和二年朝鮮ハ使臣江戸よ来り三使進物の目録

礼義を失せるハ三條の疑問あり小答ふるハ殉ありと

あり後西院の帝は勅命より鳳皇といへる御硯と銘

を作らまりるハ宸筆を下りまりて孝美せるハ其御

詞の中よ備武兼文絶代名士といへる句有ハを印よ彫せるハ

とらり元禄三年領國を綱條々よびり多し權中納言は仕
多しが秘多く辞表をなすりて歌よ

位山のむもくく老の身ハふりゆれ里ぞ位よりなる
是より常陸の久慈郡太田郷の西山よ引籠り多し山莊の
有さゆ萱をめて葺門垣よハ蔦をひりり只作がた一重あて
池よ蓮を植西山のむりり桃お石株あま巴川の流れ橋を桃
源橋と名つけ庵をもち鶴をかきせりあよよくあつて
瑞竜山よ壽藏を設け衣冠を埋り碑陰の銘を自ら作り
り久慈郡小野平村旗櫻寺小祠堂をりり頼義義家の神
主を置せりり又摂州淡川よ楠正成の墓を修り碑を立て
碑面よ嗚呼忠臣楠子墓と自筆一陰よハ舜水の撰り讚を

あせり又舜水の碑を瑞龍山小建らまて其文集を輯り
門人源光圀と称りり彰考館を作りり和漢の群書をあ
つめりり小遠國他郷よ字士をきりり半帝一仍の反故をも
見る小随ひ拾収めりり色くの書ども編集りり
中よも禮典類聚五百卷八日本古来より礼宝典と称りり
りり寛文五年領國中の淫祠三千八百こりりりり地
院九百九十七除りり多珂郡よて廣形ありりり馬を放りり
なりりり地の利を尽りり術よ心を盡りりり海參白魚昆布を
以沼ぐ浦よまた海よ蛤をもちりり是より海物多く出づりり
漆楮多く植りりり元禄十三年西山よ逝去ありり義
公と謚せりりり

國初より已來の諸侯此中小會津の神公水戸の義公備藩の芳烈公三公の如きは八寔に非常此君と稱しをるべし神公の如く詳ある事をあはれ義公の一世此事跡西山遺事は審ふと一これバ只一二の大なる事を志しをり吾藩の芳烈公は学校を作り賢才を招き禮を以て度とあしめ異國をいつく衛の康叔武公燕の昭王はめき君を并く芳烈公は比倫すべきや予別は志しをる物あれば此篇はハ詳はせぬ

○渡邊數馬弟源大夫が仇河合又五郎を討つるハ寛永十年十月七日の事なりとも數馬ハ松平宮内少輔忠雄は仕へて忠雄備前岡山はむらり比寛永七年七月廿一日城の大もあ

をむらり與行ありとも其夜數馬ハ妻の父津田豊後が方よびる小河合又五郎おぼるが宅よ來りとも易りとも源大夫と稱しをるがいりともあふや主後四人中源大夫を切殺し又五郎ハ脇差の鞘を落し行方あしめぬ折節をむらりとも群集しとも數馬が下級岩佐作多嶋頼比居が外のさるにをり出ると路次の内より刀を提しともあひ何者あるが士の家より刀を抜く入しやと刃をうけともあは徒目付の遠山才兵衛も來り合せ彼者を切つともあかり

一説は歩行の士三村孫右衛門通りかきり内の子わがをゆき入りし是をゆき又五郎を追かけんとすともあひ何者ともあはれ女関小走り入るとのあり孫右衛門を力く逃んとすともあは切伏

さうこれハ又五郎が下人ふりひけく源大夫ふさめをまき
せんこのめいめいさうと後ふさめと

源大夫ハ深手負く又五郎相手ありしひく死ぬ豊後が
方ふ告ぐまじバ救馬も空後も又五郎が父半左馬方より対面
さべいとひども門を固く鎖し入得ざりたる中長臣荒尾
志摩忠雄の近習加藤主膳かけ来り半左馬方ハ二人して受
ぬ忠雄半左馬方を菅推之み預けさうり半左馬方初め
安藤對馬守重信は奉公せしが故有く忠雄懇よせられふ
半左馬方口論し相手を斬り奪り渡辺教馬がゆきよ
来りしを潜ふかくく禄をあへらまし身あるまじ又五郎を
出しく腹切まきさめめと忠雄をそれふ半左馬方ハ更よせ

志よ水さうく又五郎江戸よけくを安藤治右馬方かく置ま
くり久世三四郎阿部四郎五郎兩人忠雄のめいふ年久く来れ
る人なきバ治右馬方かくといそれく治右馬方ゆきハ半左馬
方を渡されぬ其ま又五郎を出さべしとの事ゆき此旨を
人忠雄よ告までも尚も覚束なれ休たまじバ兩人きりり又
五郎を請取ぬべきとの起請文を忠雄よ知れけり半
左馬方を江戸よ召下し取りふべしとの事ふ及て治右馬方
ともい旨あり仲間を除くべきは是非及バ治右馬方忠雄ふり
忠雄其欺く事を怒り忠雄一族の人々心を合せりあて
奪ひさうと支度あり

伊達政宗ハ論むるすでもなりぬと渡して奪ひさうより

外ありといふ事あり

三家の御方和平此取計ひ有りきども日頃事遂む半左馬
ハ池田備中守長幸のめりありかゝる忠雄痘瘡を病
卒去あり第此松平石見守輝澄同右近大夫輝貞三家の御方
よ訴へり旨ありき小長幸も卒去ありき半左馬ハ松平阿波
守忠英請取く阿州に赴く道中死し安藤を始め咎を蒙り
閉門仰付らるる寛永九年七月備前因幡國督を仰出する
此時数馬立退く備前の児島あり又五郎がゆくへをいれども
知る数馬が姉婿荒木又右馬大和の郡山に在るが又五郎
伯父河合甚左馬も同く郡山に有る暇をやく奈良に出
くも又五郎が所方をせん為小教馬又右馬方ふゆ

又右馬の教馬一人してハ危一助太刀をんとく明る年の三月
荒木がめりし止め置三月又右馬の暇を乞得く郡山を
是ハ甚左馬が悪口くく小よまきりともいへりさて教馬又右
馬門ハ摂州丹生の山田小妻子をあげけを四月小江戸に赴き
所々搜りて行方をたゞば甚左馬をバ時見うけり
うども誠の仇いづればお道々を甚左馬ハ朝アハ
うやかく又丹生ハ山田に帰り明る寛文十一年 大猷院殿
御上京より京都に赴き方々尋ねりどもいあるは
丹生の山田に帰り其後又五郎有馬より有馬よゆけども
行あハハ奈良小甚左馬が妻子ありきバ十月朔日奈良よ
以潜ふきり甚左馬が方又五郎かき居て土月六日

江戸へ赴くよ。とて。ちうまきバ其夜。おとせ。ぐ。奈良良八商家
 の事な。途中。討つべ。とて。数馬又右衛門。主従四人。甚左
 衛門。が。わら。り。立明。一。り。六日の朝。先ハ甚左衛門。申ハ又五郎
 その跡。櫻井半五郎。是ハ又五郎。が。妹。鞆。たり。弓。鉄炮。の。上下
 二十人。たり。七八町。を。り。も。つ。ぎ。て。小。又五郎。其日。ハ伊賀
 嶋。が。原。と。り。所。又宿。を。四人。見。知。き。て。ハ。と。裏。の。道。も。あ。り。所。を
 破。り。く。三町。計。も。行。返。宿。を。か。ん。と。す。ま。し。バ。怪。し。と。て
 宿。が。系。へ。心得。ら。ま。さ。り。人。こ。も。四人。宿。を。か。り。つ。ま。と。告。ぎ。り。に
 その由。を。又五郎。が。旅。宿。へ。ま。せ。り。数馬。も。又存。儀。も。敵。小
 さ。と。て。ま。ま。と。夜。深。く。お。く。山。道。の。う。へ。て。伊賀。の上野。小田
 町。へ。ま。づ。の。宿。を。か。り。最。期。の。酒。り。り。と。待。け。り。者。ハ

ちう。や。と。り。ハ。是。を。た。り。も。と。て。鯨。を。三。つ。お。ひ。皆。頭。な。り。数
 馬。目。お。な。と。い。ひ。く。主人。は。酒。の。價。を。よ。り。て。金子。二十。兩。を。り
 投。出。し。与。ふ。れ。ハ。後。ま。に。り。是。を。限。な。ま。し。バ。何。の。こ。め。小。せ。ん。と
 り。お。も。ふ。主人。の。女。房。か。ら。ま。づ。を。お。ひ。数馬。心。の。付。し。る。よ。と。て。く
 い。ひ。ま。さ。り。又。右。衛。門。と。て。羽。折。を。脱。く。主人。は。与。へ。庭。へ。飛。出
 て。ま。づ。り。上。り。く。し。る。有。格。ま。と。や。ら。る。男。の。ま。を。限。り。と
 ち。お。き。し。ま。あ。ら。ま。て。只。鬼。ま。い。も。か。く。あ。ん。と。か。ん。と。人
 後。に。後。り。り。七日。の。朝。又五郎。嶋。が。原。を。出。き。上。野。へ。か。き。又
 五郎。ハ。と。ふ。仇。な。ま。し。バ。数馬。討。つ。む。べ。い。甚。左。衛。門。ハ。又。右。衛。門。立。向
 へ。べ。い。ま。し。後。ハ。又。右。衛。門。が。若。黨。武。右。衛。門。お。も。る。が。若。黨。孫。右。衛。門
 両。人。か。り。合。べ。と。相。定。め。間。近。く。り。ま。れ。バ。又。右。衛。門。ま。の。先。も。

甚左衛門は詞をうけ飛りて

一説は又右衛門いふ甚左衛門日比のどろどろぬきを見んと
いひも終らば一刀小切とり入り
イ同田貫

馬より切て落し甚左衛門刀半抽けしを二の太刀ぬてうち留
しう半兵衛ハ鎧の上手と闘しうば鎧をとてせげ馬より
下んとすし如を武右衛門一太刀切しうたまたもあさきまじり立
しう後者鎧おとり半弓をも射け透間あく切かりし
うば二人爰を最後と相働きうたまたも又右衛門かけ来りて多勢
を切しうりすし爾小渡り合終ふ切伏しうり此時又右衛門刀を
打折り其刀伊賀守金道が作ありしうたまたも教馬又ぬゆと
切合しうたまたも又右衛門ハ後者を追ちしうかけきて救ふよせし

助太刀ハはききぞかあるひがしうハかきしんと詞をうけられバ

一説は又五郎がうしうたまたもといふ

教馬飛込で又五郎を討てあしうたまたも小藤堂高次の士彦
坂嘉き湯上形ふ在るが教馬が親類ありしうたまたも其外
上野の士あまし集り教馬又右衛門主役ともさかき傍方ふしうり
ぬ又五郎甚左衛門ハ其場は死し半き場ハ息かり居るを引
えしうたまたも程なく死す教馬十三所も負武右衛門痛ふて其
夜半は死す孫右衛門手十所おひしうたまたも藤堂家よすえ
て三人ハは兵衛方ふしうたまたも有しが藤堂式部がわしうたまたも
を送る式部死しうたまたも藤堂お雲も預けらる寛永十五年六月
江戸より仰下しうたまたも昔ありし教馬又右衛門も藤堂家下し

賜りり々々か々々江戸の彦坂平六郎教馬が一族くろくがや
藤堂家よや乞く松平勝五郎光仲のめふふのひねり
因幡小赴くふより同年八月七日上野を歩る藤堂玄蕃弓
五張組の騎士二十人玄蕃が騎士五人藤堂出雲外小母衣の者
組の騎士四十人彦坂嘉を情鉄炮頭三人鉄炮九十挺弓頭二人
弓四十張田中源兵衛歩行の士二十人引續く伏見因幡の屋敷
よわくくらまらるる請取のめふ因幡の士横川治大夫父子鉄炮
二十挺渡辺越中鉄炮二十挺伊吹源太兵衛父子鉄炮二十挺宮
脇平太左衛門弓十張伊賀の老五人片上弥三左衛門父子鉄炮二十挺
松尾惣左衛門父子伊賀の老六人福田権兵衛歩行の士二十人宮脇
徳多田中六郎右衛門其外弓の者二十人おまをく因幡よ赴く

伏見より川舟まで下り海上の船八備前 芳烈公のめくより
知り多ひ松平輝澄の方よりと船をかり大小三十艘播州坂
越より陸路を經地主より池走の士お迎ひく草深き所をかり
せ道筋山く遠見をかり夜ハ篝をたせ鳥取の城やう三とより
ゆく引くせらまらり仇討々々時数馬二十七又右衛門三河
合武右衛門四十岩本孫右衛門三十八歳とぞ
○京極若狭守忠高雲州松江よ有し附出雲隠岐二 其士小笠原
備後内藤兵庫多賀孫左衛門といへる者あり備後が末子
典四郎といひハ容貌美醜よて兵庫が子八左衛門と情交
浅くは孫左衛門が子孫兵衛斯ともあつて典四郎ふ心をけ
らう小曾て毎二よひいへる老ありと云ふそれまどく

ゆゑハハハの事あり名をゆゑくやまらんとかささるひいづバ
名をゆゑバあり其人之害やせんと密に八左衛門告ぐ孫兵衛
備後が宅よ時々来ること幸なまして或夜興四郎が部屋小
呼入ま懇ふりてたり酔の後八左衛門如きく孫兵衛をさし
殺しごめを刺足のを割く屍を城下の塩津川ふすて
しり夜中ある人なり塩津川の下よ屍れ流まきあるをえり
誰がまきごともあるれまきども自然に箕浦内藤小指さん人
と有りまき孫左衛門の證據ありといどもかゝ類ハ天命
よく虚説ちまきおあり食議を遂らまき沙汰よ及ばハ備
後兵庫を相まきたりと訟よ及ぶ忠高目付を以て密に箕浦
て實たり多賀が訟理なまき棄置くまきまきども内藤箕浦

兩人忠ある舊臣あるも立退けとひまら知せく箕浦父子
内藤八左衛門雲州を去りたり孫兵衛よ兩人の弟あり此時
十三歳ま十二歳あり兄ハ後父の名をまき孫左衛門といひ弟
ハ忠大夫といひり忠高卒去刑殺少輔忠知六万石跡ハり播州
立野へ所替あり多賀其比京極の家を出て兄の仇を討んとい
されども幼かり時あり左内藤を見まき父孫左衛門が抱一
をまき浪人間市大夫恩を報せんり此時ありまき附後孫
兵衛が妹の子三田右衛門ハも相まきまきり備後八土井大炊頭よまき
まきまき年老く死まき興四郎ハ二十あり病死まき八左衛門ハ小笠
原信濃守忠修小奉公一禄五百石与へらまき仇ありまき他所へま
まきまき勤勞もまき只あらん事決まきまき人まきの奉公を許

さきばハ永く暇を待たれとすふより江戸の供北列より入ら
まゝ若九モシノムに討ウチまはせむとく小笠原家高天神タカテンジンにて走ハシり
くりしもの子其外徒ホカヤクの者六人内藤ナトウふ自然シゼンの事コトにバ助けよ
とて附置ツケオカまらぬ或時内藤ナトウ井大炊頭イノウヂのゆへ使者シヤより多く多賀タガ
ゆき帰カヘる途トチウ中ナカに出迎デムカひり八左ヤサ人救ニジメ多く引ヒキつ馬ウマ
上ウラあくるまを間マヒあれを内藤ナトウよとを若打モシウチ損シムとて馬ウマ上ウラ
めて馳ヒぬらんも計ハカまがとて孫左マササ市大夫イチノヂ前マヘより忠左タダサ大夫ヂ右左右左
門カド八後ヤチノチよりかゝり其間マヒ近チカくまり孫左マササ編笠アミガサを脱ヌキ免カはちた
八左ヤサと伺ウカをうけ頭カウラを額ヒタへかけ切キる忠左タダサ二尺七寸ニシチの刀ヤをもち
飛トビかゝり切キりまゝにたゞしうふゆゑに鑑アミ忠左タダサ夫ウが米コメふ當アり
く指ユビの骨ホネ白シロくゆゑとて人ヒトを内藤ナトウ落オツるやを孫左マササたみ

かけ切キる忠左タダサ夫ウ馬ウマの下タをくゞり切キりあゝり孫左マササ始ハジ向ムカふよ
ア太タ刀ヤ付ツケりば内藤ナトウが従者ジヤウヤク幾イカ刀ヤとあゝ切キりまゝにたゞしうの深フシ
ゆゑにバ散サンふ切キり合アひを内藤ナトウが従者ジヤウヤク薙ナギ刀ヤをもち右ミの肩カ
より腕ウデをけり切キり八左ヤサの刀ヤを直ナしとてまゝに薙ナギ刀ヤを
袖スエ口クチを左右サユウへさし貫ツラく孫左マササが刀ヤ間マ近チカくなりバ薙ナギ刀ヤを捨ス
り薙ナギ刀ヤハかせよなりぬ教スカシヨケ所キの疵カウラハ蒙カウラりつ遂ツヒに倒タラして立タ
あぐら忠左タダサ夫ウ右左ミササ八市ヤチを内藤ナトウが従者ジヤウヤク切キ伏フせ追オツ拂ハラひ
忠左タダサ夫ウかけき孫左マササが頭カウラを抱イきしうふと向ムカへバ怒イふ仇ア討ウチ
おあせぬま思オモひかく事コトありとて息絶イキタしり内藤ナトウを始ハジとて
其場ソノバに七人シチヒト一二町ニニチヨウ逃ニゲて倒タラして死シする者モノ二人ニヒト多賀タガ兄弟ケイテイ三田サンダ間マ四人シヨウヒト
かゝり掛カケる都ミヤに九人クウヒトを切殺キリコロしり忠左タダサ夫ウ疵キバ三ヶ所サンカ三田サンダ間マも

手負ぬまじども三人とも死シび孫左衛門が面オモテ編笠アミガサをかけ息イづき居イらふあしうの人ヒト如合奉行所へ連ツれて行き御法の帳面チヤウメン小記シヨウキて討ウたれを尋オモヒねたる忠大夫チユウダイフのしるし兼カミり及およびる事コトなごころ萬一マンイツクともあはる事コトりれり討ウたれりせんも計からざる一木望ヒトモウトク逐ツるバ何の身命シニキヤツれをいふべき御法ゴフは皆ツまきこりとして刑罰ケイバツ小あはるも附届ツケ小及ぶべく必死ヒシ兄弟ケイテイともせひ極キめくゆとゆいも屈マせば申述マシる又三田八サンダヤチ近チカき親オヤのまかり間まが助太刀スケタチハいと問とひ間兼まり浪人ウラヒシたること多賀タガが恩オンを以もつて年月トシツキを送オりぬ孫マ左衛門殺コロさるし時トキ兩人フタヒトの弟イモ幼少ヨウセウして仇あを見み知しべゆも手引テビキして討ウせむ多賀タガが多年タネシの恩オンを報むかひいふバいふ御咎ミタガメをさぐるゆもいひいやいぬ志ココロゆるいとや述マる何いももやス尤モトモシ至極シゴクせり

帰カりまじり孫左衛門卅三歳忠大夫卅一歳右衛門八十八歳市を交

孫兵衛死後廿二年の後寛永十八年辛巳江戸大炊殿オホホノノバシ橋ハシを大炊屋橋オホホノノバシといひいるなり多賀タガ忠大夫チユウヂウダイフ後小難オシヤカシ橋ハシと号ナひ右衛門ウヰノ八後ヤチノチ茂左衛門モシノといひ老年ラウネンの後ノチ茂入モシノと称ナへ正徳二年九十歳サイヨク御ミ護サシ洲シラ丸亀マルガメは病死ヒヤウシ此始終コノシヨウハ忠チユウと夫ウサが物語モノガタリをカキキしめを傳ツへる小記シヨウキせり

○大久保長門守オホクボナガト一本松平周ヒトホシラヒナシ防守ボウシ小作コサクの教寛オウケンの内所ウチノコロ奉公ホウコウせり女中老メナチュウラウあふ府フ公キミ得エる事コトを女メナの年トシ宥ユ大オホ怒イカり罵のりく打擲ウチマク及およびぬ中老親ナチュウシヤもきく事コトハるたのをと獨言ヒトリゴトし部屋ヘヤ小帰コカり女メナを下女ゲメナあひせ親オヤのゆふやりぬ二人フタヒトの女房メナバウ一人ハ

残りもんとしを大事のそやいひやるありとておきて二入
ともやぬ道ゆくあやした事よ常よ二人一度よ知されし事も
覚えぬ顔色も只あつた有しとてみを披き見ふ志ありの
子細ゆく自害とてなうと書かせりさるる有べき事とて
一人のそよこのゆはとてゆらまよ我ハ歸アてけしむべ
とく急ぎ歸アてくんとすや自害とて有し夜物の物おか
け小脇差の血を拭ひ我懐よささくけあぬ体ゆく年寄の
泣屋小行こころ中夜事の只今部屋小来らまよといひ
よ程ゆく行屋とていひまよバ歸アてはまよ行數度不及びし
れば年寄来りて夜の物をけられバあけ小漆く中老ハ死し
あま其時女房とてハ今日の事ゆくかくハ自害よ及びしとて

主の仇よといひもあはれ小脇差を抜く刺殺したり兩人を
殺しとてなるととて糾問するふあつとてよりあを
どうぞ一證故ハとてあつとと始終を詳よいひ述て主の仇をバ
討留つていひおき事もたつととてさるる色もたつ長門守
女中を残らぬ並べく彼中老の下女仕事いふとあつとと尋ね
らるる忠義といひまよなげな事といひ驚き入しとて
口をそつとていひまよバさるるいふせん各存る旨をやらへと
なりしうばいふで存しとて事のいふべきとていひさるる此度の
次第をいふ不頼もたつとていひまよなり年寄の死し事も
かたぬまバ則年寄小取立とて然るべうんとてよび出し賞
せしれとてぞ

○松平筑前守忠之の士は林田左文といへるハ戸田流剣術の
妙を得たり是輕北卒二十人預り居たり一或時足輕六
人人を殺し出奔する左文ハ折節馬を乗る有しが告来る
をす則馬めく追付たり是輕これを見く立向ひ追つるま
ころとハ他國小参りくやとをいふれよりかへらまはして然る
べうんとし六人敵對せどなやましく切勝べし今日まで頭と
る者たれば切まじいとの心あるべし林田静小馬より下り六人
同く人を殺ししきども必其罪の中輕重あるべしはば残
らば罪あるべしとも思ふまじは我く來るハ其是非をい
明うふせんともなりとく歩くよるまを一人たむくまはと
いふと刀を抽くかゝる林田刀の柄ももむけど足をも動

さば卒余ありあやまらばたのこひく間近くある時毎分
別者うねといひく刀を抽やいあや手の下は斬倒し皆靜アそ
能きけ敵せしを斬しとぞ敵せばハ何とて切んやといふと又
一人斬るかまば愚ある者ども我死狂ひをさるるうとてこぞ
とあともぶりよまぶる踏込ひまを飛ちがへ一太刀小斬伏し
ア皆氣をゆるめ一度は斬かからせどが為よかして三人斬
倒しつ妙る三人むりハ屑うはと思ひく又一人斬伏せ一人を
も負せ一人ハ蹴倒し手負せし者と蹴倒しし者もハ其
帯を以く縛り馬にお乗せ先ゆく帰るなり是れやどの
考あるまは筑前一國の士多く林田が剣術の門人なり馬丸
源五右衛門ハ鉄炮百發百中の妙を究めし者あて武藝を

好^コううども林田^{ハヤシダ}が剣術^{ケンジュ}を学^{マナ}ぶ其^{コノ}故^{コト}を問^トへども打^{ウチ}笑^{ウラ}ひ
く答^{コタ}へば林田^{ハヤシダ}後咎^{ノチガ}ありく死罪^{シサイ}を行^{ナシ}なまこたり馬^{ウマ}尻^{シツ}親^{シカ}き
友^{トモ}小林田^{コノエ}ハ菟^ウ邪^{ジャ}あり何事^{ナニコト}を仕出^{シイダ}さんも討^{ウチ}やごうととひ
うりま^{ウリマ}剣術^{ケンジュ}を学^{マナ}ぶん事^{コト}ハ我^{ワレ}も好^{コト}くをまひまありとて
已^{マデ}は師^シ弟^{テイ}とたりて後難^{ノチガタシ}は修^{シユ}く坐^マなぐり見てハ有^ルべう
ぢ其^{コノ}菟^ウ邪^{ジャ}ふくみせば士^シの道^{ミチ}よそむくべいかひてより交^{マシ}
を結^{ムス}ばごうふとらうととひうりうが愚^{クニヤ}者^{モノ}も千^{セニ}慮^{リヨ}の^{イッ}得^{トク}
なりとぞ語^{カタ}アらる

常山紀談

常山紀談卷之二十四終

